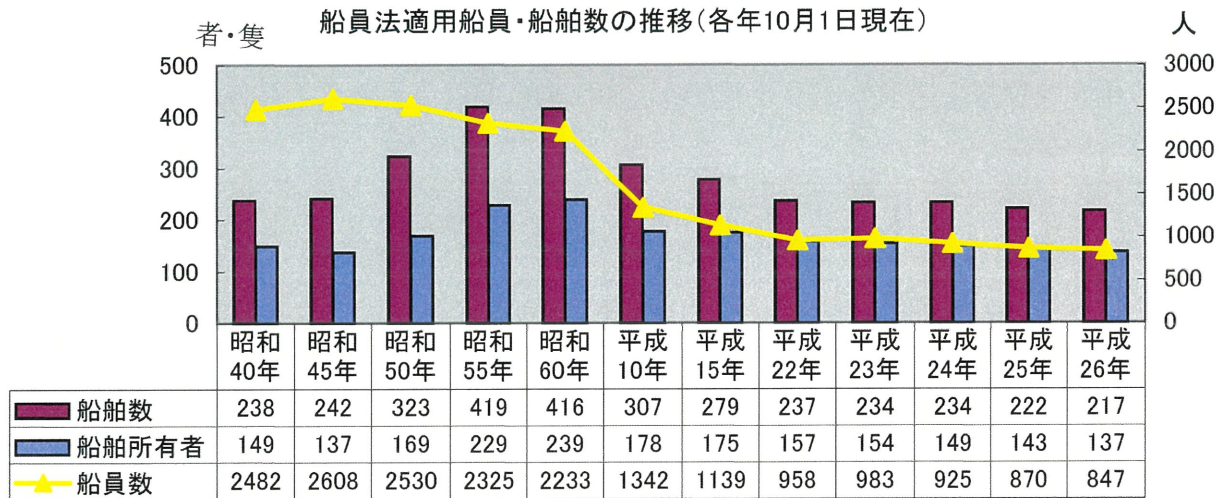


## 9. 船員関係

### (1) 船員法適用船員等の状況

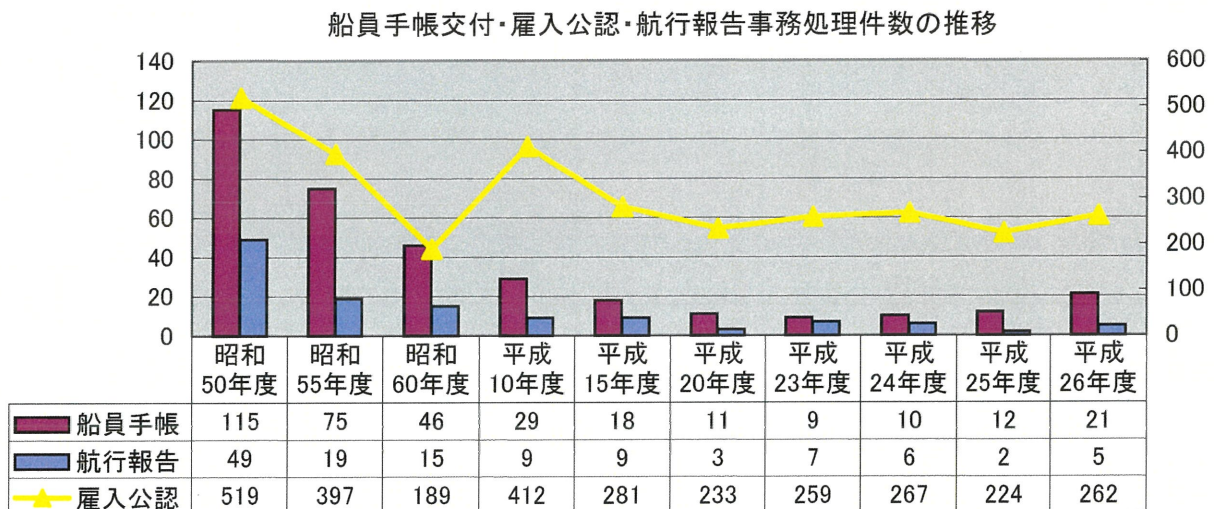
管内の船員法適用船舶数及びその所有者は、昭和50年代後半をピークに、船員数では40年代後半をピークに減少を続け、船舶数で約1/2、船舶所有者数で約2/3、船員数で約1/3まで減少している。



### (2) 船員法関係事務処理の状況

船員法関係事務処理件数では、船員手帳の交付、雇入れの公認など昭和50年から60年にかけて遠洋漁業の縮小や地元機帆船の廃止などにより減少した。

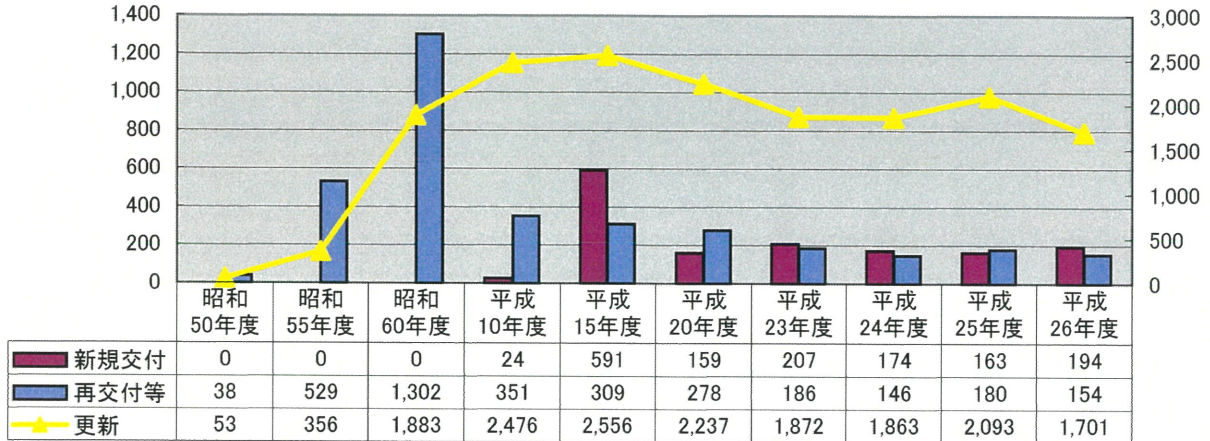
なお、平成17年4月から、船員法の一部改正により、雇入・雇止等の公認制度は廃止され、現在は届出制となっている。



### (3) 海技免状関係事務処理の状況

海技免状関係業務では、昭和63年海技免状の更新制度の導入以来、海技免状の更新・再交付の業務が海洋レジャーの普及とともに増加したが、最近は各業務とも落ち着いている。

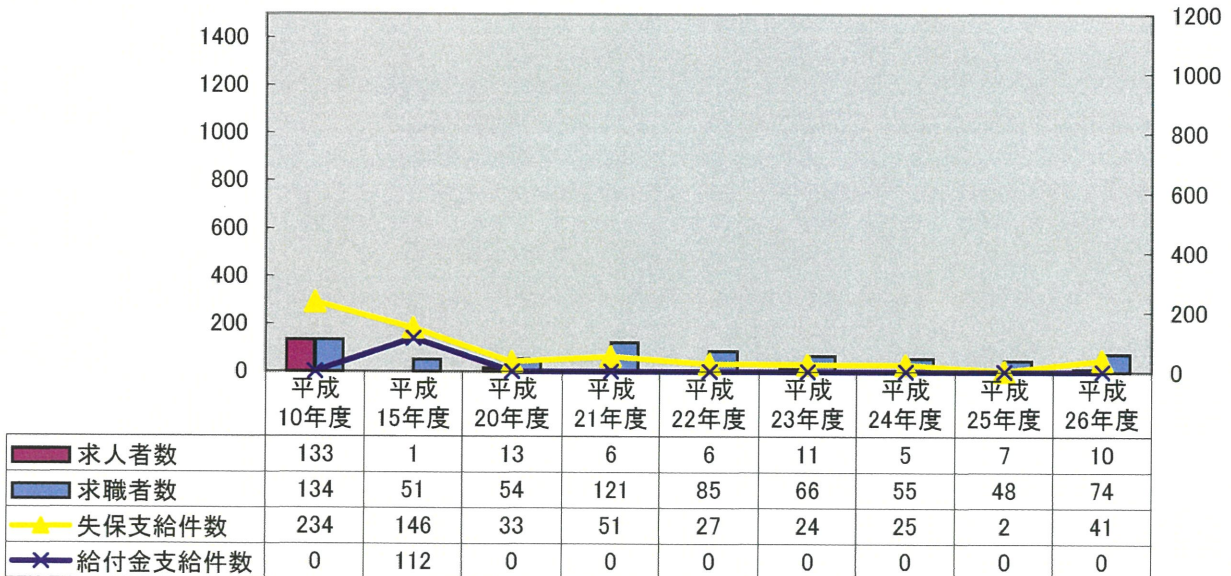
海技免状の交付・書換等の事務処理件数の推移



### (4) 船員職業安定業務の状況

能登半島は長崎県の島原半島等と並んで船員の出身地として全国的に有名な地域であったが、日本人船員の減少とともに当地域からの船員数は減少し、失業保険の支給延べ件数も昭和63年をピークに大幅に減少している。

求人・求職と失業保険等支給件数の推移



※ 平成10年度の求人者数及び求職者数は管外からの件数もカウント。

(5) 離職船員求職手帳発行状況及び職業転換等給付金支給状況

漁業経営の改善及び再建計画に関する特別措置法（漁特法）は、国際環境の変化や水産資源の状況等による減船等で離職を余儀なくされる者のうち、再び船員となろうとする者に対し十分な就職指導を実施するとともに、職業転換等給付金を支給するなどの措置を講じ、離職者の再就職の促進と生活の安定を図ることとしている。

なお、平成17年度以降は求職手帳の交付の実績はない。

区 分	求職手帳発給状況							職業転換等給付金支給状況		
	16 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	平成26年度		
								受給 人員	給付 件数	支給金額 (円)
漁特法	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0